

◎新潟県告示第143号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年2月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量(1) 河川事業に伴う水準測量
(2) 成果不整合地域における基準点改測
- 2 作業期間 (1) 令和5年7月12日から令和5年12月14日まで
(2) 令和5年8月4日から令和5年12月14日まで
- 3 作業地域 (1) 新潟市、新発田市、上越市、阿賀野市
(2) 出雲崎町、関川村